

変 更 届 出 書 (法第11条第2項及び第3項)

必ず記入

令和 3年 4月 30日

国土交通大臣

許可番号

許可 (般 - 2) 第 1 2 3 4 5 6 号

法人番号は記入不要

大分県 知事

法人番号

届出者

大分組

代表者 ○○ ○○

九州地方整備局長

殿

大分県 知事

事業年度 (第34期 令和2年1月1日 から 令和2年12月31日まで)
が終了したので、別添のとおり、下記書類を提出します。

記

大臣許可で個人の場合

- | | | |
|---------------------|----------|-----------------------|
| (1) 工事経歴書 | 変更があれば提出 | (8) 所得税納付済額証明書 |
| (2) 工事施工金額 | | (9) 事業税納付済額証明書 |
| (3) 貸借対照表及び損益計算書 | | (10) 使用人数 |
| (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 | | (11) 令第3条に規定する使用人の一覧表 |
| (5) 事業報告書 | | (12) 定款 |
| (6) 附属明細表 | | |
| (7) 法人税納付済額証明書 | | |

記載要領

- 1 「国土交通大臣 及び 「九州地方整備局長 については、不要のものを消すこと。
知事」 知事」
- 2 (1) から (13) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

工事 (税込・**税抜**)

* 記載例1 工事経歴書記載例

(建設工事の種類)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工 期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別 (該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は 完成予定年月
A	国土建設	元請	A邸木造住宅基礎工事	大分県大分市	東京一郎	√	9,000 千円	令和 2 年 1 月	令和 2 年 8 月
B	北海道開発	〃	B邸車止め設置工事	〃	〃	〃	4,500 千円	令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月
C	東北土木	〃	C敷地盛土及び基礎工事	〃	〃	〃	3,200 千円	令和 2 年 3 月	令和 2 年 4 月
D	関東建設	〃	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	津島一平	√	2,500 千円	令和 2 年 5 月	令和 2 年 5 月
E	北陸産業	〃	Dビル新築工事の内 外構工事	〃	半田五郎	√	2,000 千円	令和 2 年 1 月	令和 2 年 1 月
F	中部塗装	〃	Eアパート改築工事の内 足場仮設工事	〃	岡崎三男	√	1,900 千円	令和 2 年 10 月	令和 2 年 11 月
G	近畿組	〃	Fビル新築工事の内 くい打工事	〃	豊田一郎	√	1,800 千円	令和 2 年 9 月	令和 2 年 9 月
H	中国建築	〃	一般国道 9 9 号線道路新設工事	〃	名古屋三郎	√	1,700 千円	令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月
I	四国道路	〃	一般国道 1 0 0 号線道路改良 工事の内カッター工事	〃	愛知太郎	√	1,600 千円	令和 2 年 4 月	令和 2 年 4 月
J	九州工業	〃	G邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	√	1,500 千円	令和 2 年 12 月	令和 2 年 12 月
K	沖縄機械	〃	H邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	√	1,000 千円	令和 2 年 4 月	令和 2 年 5 月
L	I	下請	B~Kの件数 ≤ 10件	〃	岡崎三男	〃	〃	〃	2 年 5 月
M	J	〃	県道 1 2 3 号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	√	5,439 千円	〃	〃

個人名が特定されないよう、イニシャル
等で記載してください。

① 元請工事の7割部分に係る
完成工事

② 下請工事に係る完成工事

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A~K)

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

小計	13 件	45,139 千円	うち 元請工事 30,700 千円
合計	52 件	54,439 千円	うち 元請工事 40,000 千円

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事	舗装工事		
第32期 平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで	元	公共						321,123
	請	民間						123,456
		下請						134,666
		計						579,245
第33期 平成31年1月1日から 令和1年12月31日まで	元	公共						432,100
	請	民間						200,001
		下請						61,767
		計						693,868
第34期 令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	元	公共	0	0	0	0	0	0
	請	民間	0	0	40,000	0	0	40,000
		下請	0	0	14,439	0	864	15,303
		計	0	0	54,439	0	864	55,303
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						

施工実績がないときも、業種名及び施工金額を0として記載してください（保有し、あるいは申請する全ての許可業種について記載）。

許可を有しない建設業に係る軽微な工事の施工金額を記入してください。

公共工事とは、直接の注文者が官公庁等の場合をいい、最初の注文者が官公庁等であっても、直接の注文者が建設業者である場合は、下請に該当します。

財務諸表の完成工事高と一致します。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終頁に記入してください。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

貸借対照表

令和 2 年 12 月 31 日現在

(商号又は名称) 大分組 ○○ ○○

資 産 の 部

(単位：千円)

I 流 動 資 産

現金預金	993	1
受取手形	200	2
完成工事未収入金	4,700	3
有価証券		4
未成工事支出金	2,000	5
材料貯蔵品	700	6
その他	400	7
貸倒引当金	△	8

流動資産合計

8,993 I
(1 + ~ + 7 - 8)

II 固 定 資 産

建物・構築物		9
機械・運搬具	369	10
工具器具・備品		11
土地		12
建設仮勘定		13
破産更正債権等	350	14
その他		15

固定資産合計

719 II
(9 + ~ + 15)

資 産 合 計

9,713 A
(I + II)

負 債 の 部

(単位：千円)

I 流 動 負 債

支払手形	100	16
工事未払金	150	17
短期借入金	50	18
未払金		19

未成工事受入金	_____	20	
預り金	_____	21	
() 引当金	_____	22	
その他	_____	23	
流動負債合計			300 I
			(16 + ~ + 23)

II 固定負債

長期借入金	_____	30	24
その他	_____	20	25
固定負債合計			50 II
			(24 + ~ + 25)
負債合計			350 B
			(I + II)

純資産の部

(単位：千円)

期首資本金	_____	6,477	26	
事業主借勘定	_____	1,000	27	前年末の純資産合計と必ず一致します。
事業主貸勘定	△ _____	6,020	28	
事業主利益	_____	7,905	29	
純資産合計				9,362 III
				(26 + 27 - 28 + 29)
負債純資産合計				9,713 C
				(I + II + III) = A

損益計算書の事業主利益（損失）と一致します。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
(記載に当たっては、「記載要領9」を参照のこと)

税抜・税込(該当に○)

記載要領

- 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金 …… 前期末の資本合計
事業主借勘定 …… 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定 …… 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失） …… 損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合には、科目の名称の記載を要しない。
- 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 令和 2 年 1 月 1 日
至 令和 2 年 12 月 31 日

(商号又は名称) 大分組 ○○ ○○

(単位：千円)

I 完成工事高

直前3年の各営業年度における工事施工金額の合計と一致します。

55,303 A

II 完成工事原価

材 料 費	13,140	□1	
労 務 費	14,000	□2	
(うち労務外注費	0)	
外 注 費	7,184	□3	
経 費	9,548	□4	

43,872 B
(□1 + ~ + □4)

完成工事総利益 (完成工事総損失)

11,431 C
(A - B)

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当	760	□5	
退職金		□6	
法定福利費	140	□7	
福利厚生費	156	□8	
維持修繕費		□9	
事務用品費	172	□10	
通信交通費	211	□11	
動力用水光熱費		□12	
広告宣伝費	480	□13	
交際費	360	□14	
寄付金		□15	
地代家賃	273	□16	
減価償却費	694	□17	
租税公課	115	□18	
保険料		□19	
雑 費	160	□20	

3,521 H
(□5 + ~ + □20)

営業利益 (営業損失)

7,910 I
(G - H)

VI 営業外収益

受取利息及び配当金	_____	21	
そ の 他	_____	22	
			J _____ (21 + 22)

VII 営業外費用

支 払 利 息	_____	4	23	
そ の 他	_____	24		
				K _____ 4 (23 + 24)

事業主利益（事業主損失）	_____	7,905	L
			(I + J - K)

貸借対照表の事業主利益と一致します。

注 工事進行基準による完成工事高

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。